

契約申込における事業用地の使用権原を証する書類提出の要件化に関する F A Q

Q1. なぜ契約申込時に事業用地の使用権原を証する書類の提出が必要になったのか。

A1. 現在、系統用蓄電池を中心に、接続検討が急増しています。増加している接続検討について分析を行ったところ、防災公園などの公共的な土地、既に別の建物が建設中の土地や住居以外が建設できない土地など、事実上事業の実施が不可能と思われる土地での接続検討が行われている事例がありました。事業確度が低い案件による申込みが接続検討の急増の一要因となっている状況に対し、迅速に系統接続できるよう、土地に関する書類提出が要件化されました。

Q2. どのような電源が今回の要件化の対象となるのか。

A2. 高圧・特別高圧の非 F I T / 非 F I P 電源が対象となります。F I T / F I P 制度を利用予定であった案件であっても、その利用を取りやめて非 F I T / 非 F I P 電源となった場合には、使用権原を証する書類の提出が必要となります。

Q3. いつから適用開始するのか。

A3. 2026 年 10 月 1 日 0 時以降に当社が受付する契約申込から適用開始となります。2026 年 9 月 30 日までに契約申込を受付した案件については、従来どおり使用権原を証する書類提出は契約申込受付の要件とはしません。

Q4. 接続検討申込は 2026 年 9 月 30 日までにを行ったが、契約申込が 2026 年 10 月 1 日以降になる場合、土地の書類は必要か。

A4. 契約申込の受付日が 2026 年 10 月 1 日 0 時以降となる場合は、接続検討の申込日によらず、本要件化の対象となります。このため、接続検討申込を 2026 年 9 月 30 日までにを行っている場合であっても、2026 年 10 月 1 日以降に契約申込の受付された場合には、使用権原を証する書類の提出が必要となります。

Q5. 「事業用地の使用権原を証する書類」として、具体的にはどのような書類が必要ですか。

A5. 土地の登記簿謄本（全部事項証明書）が必要となります。また、登記簿謄本は、契約申込時に提出いただく発調申込書や連系申込書等に記載された事業用地の全ての地番について、必要となります。また、権利者と申込事業者の名義が異なる場合は、申込事業者が土地の使用権原を誠実に取得できることを示す証明書類（賃貸借契約書の写しまたは当社書式の譲渡または賃貸証明書）のご提出が必要となります。

Q6. 使用権原を証する書類は、事業用地のすべての地番分が必要なのか。

A6. はい。契約申込時に提出いただく発調申込書や連系申込書等に記載された事業用地の全て

の地番について、「使用権原を証する書類」を提出していただく必要があります。

Q7. 使用権原を証する書類を提出しない場合、どうなるのか。

A7. 非 F I T / 非 F I P 電源について、連系承諾から 2 ヶ月以内に使用権原を証する書類を提出いただけない場合、申込みにつきまして取り下げされたものとみなし、連系予約は取消とさせていただきます。

Q8. F I T / F I P 制度を利用予定だった案件を、途中で非 F I T / 非 F I P に変更した場合、土地の書類はいつまでに提出が必要か。

A8. F I T / F I P 制度の利用を取りやめ、非 F I T / 非 F I P 電源へ変更した場合、使用権原を証する書類の提出期限は「変更申込みを受付した日を起算日として、2 か月以内」となります。

なお、工事着工（分割払いの初回支払いによる工事着工を含む）までに非 F I T / 非 F I P に変更した場合にのみ使用権原を証する書類の提出をお願いしております。

Q9. 既設設備の増強・更新・改修を行う場合にも、使用権原を証する書類の提出は必要か。

A9. 既に事業を実施している土地において増強・更新・改修を行う場合で、土地の追加取得を伴わない案件については、使用権原の提出は不要となります。

また、土地の追加取得を行った場合であっても、出力増加など系統への影響が生じない場合には、使用権原を証する書類は不要となります。

以上